

意見書案 (平成30年9月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	オスプレイの横田基地配備撤回を求める意見書 (案)	日本共産党	1
2	子どもの生活の底上げを求める意見書 (案)	日本共産党	2
3	築地市場の豊洲移転中止を求める意見書 (案)	日本共産党	3
4	区立小中学校給食費の無償化を求める意見書 (案)	日本共産党	4
5	キャッシュレス社会の実現を求める意見書 (案)	公明党	5
6	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書(案)	公明党	6
7	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)	公明党	7
8	学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書 (案)	公明党	8
9	障害者雇用と就労に関し、国の障害者雇用政策の見直しを求める意見書 (案)	市民の広場	9
10	水道法改正案の廃案を求める意見書 (案)	市民の広場	10
11	障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への合理的配慮の在り方に関する意見書 (案)	まちづくり	11

オスプレイの横田基地配備撤回を求める意見書（案）

政府は8月22日、在日米軍が10月1日に米軍横田基地（東京都福生市など5市1町）に特殊作戦機CV22オスプレイ5機を正式配備すると発表しました。

CV22オスプレイは今年4月以降、横田基地で300回を超える離着陸を行い、特に8月は22日現在176回に達し、青森県、埼玉県、山口県、沖縄県など、全国各地への飛来・目撃も相次いでいます。これらは事前通告もなく、不十分ながら自治体への通告があったMV22の配備当初と比べても傍若無人ぶりが際立っています。

横田には普天間基地（沖縄県宜野湾市）に配備されている米海兵隊のMV22オスプレイも頻繁に飛来し、首都圏が沖縄と並ぶオスプレイの訓練拠点として強化されています。今後さらに配備を増やし、2024年ごろまでに計10機、要員約450人を配備する計画とされています。

CV22オスプレイは、敵地に潜入して人質を奪還する任務などを担う特殊作戦部隊の運搬に用いられるため、MV22に比べ夜間飛行や、地形に沿って低く飛ぶ能力が強化されています。そのため、横田での離着陸は大半が夕方から夜間に集中しており、基地周辺や訓練予定地では、事故や騒音を不安視する声が上がっています。

オスプレイは墜落事故やトラブルが多発しており、住民や自治体は強く反発し不安を募らせています。今回配備予定の1機も6月に嘉手納基地（沖縄県）に向かう途中、エンジンの不具合で奄美空港（鹿児島県）に緊急着陸しています。

よって、文京区議会は、政府に対し、なし崩し的に日本への配備計画を進めてきた国の姿勢を批判するとともに、国民の生命・財産を守る立場から、オスプレイの横田基地配備の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

防衛大臣

子どもの生活の底上げを求める意見書（案）

日本の子どもの貧困率はOECD諸国の中でもワースト 10 圏内にあり、ひとり親家庭については、親の 8 割以上が就業しているにもかかわらず、貧困率は 50.8%に達するという深刻な状況です。文京区でも約 1000 人の児童・生徒が就学援助を利用している等、子どもの貧困の解消が課題となっています。また、子どもの貧困の解消とともに、貧困が世代を超えて連鎖しないようにすることも同様に課題となっています。

専門学校や短期大学も含めた大学進学率が全世帯平均で 7 割を超える中、被保護世帯の子どもの大学進学率は 3 割強にとどまっています。低水準の理由として、被保護世帯の子どもの大学進学に伴い世帯分離を余儀なくされることが挙げられ、貧困の連鎖を解消するためには、大学進学に伴う世帯分離の運用を見直すことが必要です。

さらに、政府は、2018 年 10 月から生活扶助費の最大 5 %削減、母子加算の平均 5,000 円引下げ、3 歳未満の児童養育加算の 5,000 円引下げ等を実施しようとしています。今回の見直しにより、生活保護を受けている子育て世帯のうち約 4 割で生活保護費が減額されるとともに、子どもの多い世帯ほど生活保護費の減額幅が大きくなります。今回の見直しは、貧困の連鎖を防ぐどころか、これに拍車をかけるものです。

そもそも、生活保護基準の相次ぐ引下げにより、利用者の生存権を脅かしかねない水準となっています。国連人権専門家からも、今回の見直しは最低限の社会保障を脅かすもの等として見直しが要請されています。憲法第 25 条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティネットである生活保護の在り方は、全ての国民の人権に関わる重大な問題であり、生活保護基準のこれ以上の引下げは許されません。

よって、文京区議会は、国会及び政府に対し、生活保護基準のあり方を 1 年以内に見直し、その見直しを検討する間は生活保護基準を引下げないこと。また世帯分離の運用の改善、児童扶養手当の支給対象の拡大や月額を増額及び支払回数を見直すこと等により、貧困の連鎖の解消及び貧困世帯の子どもの生活の安定が図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

築地市場の豊洲移転中止を求める意見書（案）

東京都は築地市場の営業を本年10月6日に終了し、移転先の豊洲新市場を同11日に開場する計画です。

7月に開催された説明会では、築地市場の解体工事を10月11日から2020年2月までに行い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送拠点を同年3月に完成させると説明しています。

築地市場の「築地女将さん会」（山口タイ会長）が4月に仲卸業者を対象に行った市場移転のアンケートによると、10月11日の開場計画に80.4%が「納得していない」と答え、豊洲新市場の問題点は「解決していない」が88.9%、未解決の問題で懸念が強かったのは、交通アクセス（81.2%）、土壌汚染（75.0%）、お客が来てくれるか不安（74.3%）、都による土壌汚染対策を信頼していない（92%）など、業者の理解が全く得られていない状況が明らかです。

また、移転計画そのものについて「今からでも中止にすべき」が31.4%、「もう一度凍結して話し合う」が38.7%に対して、「このまま進めて良い」は4.6%という結果でした。

7月30日、土壌汚染対策を提言してきた専門家会議の平田健正座長は、6月の地下水調査結果でも、過去最高となる環境基準の170倍のベンゼンが検出され、地下に深刻な汚染が残っていることを公表しました。追加対策に対しては、専門家からも、コンクリートの劣化や大地震によって、地下の汚染物質が揮発して市場建物に流入するリスクが指摘され、効果がないと批判されています。

豊洲移転は汚染の無害化が前提だった以上、その前提がなくなった今、移転を強行すべきではありません。

よって、文京区議会は、政府と東京都に対し、豊洲への移転の中止、築地市場の現地再整備を行なうことを再検討し、少なくとも豊洲新市場の10月開場は延期することを強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

農林水産大臣 宛て

東京都知事

区立小中学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法第1条に、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」と、その役割と目的が規定されています。

食育基本法では、食育を、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの、と位置づけ、教育の一環としています。そして、日本国憲法第26条は、「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。この憲法に立てば、学校給食は教育の一環であり、無償とすべきです。

学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費以外に学校給食に要する経費は児童及び生徒の保護者の負担とする、としています。文部科学省は「地方公共団体が補助金導入にあたり、学校給食法の趣旨は設置者の判断で保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示しています。

全国では学校給食費の無償化に向けた自治体の取組が大きく広がり、1,740の自治体の4分の1の506自治体が全額補助（76自治体）または一部補助を実施しています。東京都内でも62区市町村のうち、27市町村が全額補助、一部補助を実施しています。

学校給食費の無償化で、自治体による格差や子どもの貧困の解消、子育て世代が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図り、少子化対策を推進することが必要です。

よって、文京区議会は、東京都に対して、小中学校の学校給食費の無償化を実施することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

キャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%～60%台であるのに対し、我が国は20%にとどまっているのが現状です。

日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景として、治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには、店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられています。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられます。

政府も平成26年に閣議決定された『日本再興戦略』改定2014において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を踏まえ、キャッシュレス化にむけた対応策を検討するなど、これまで4回に渡りキャッシュレス推進の方針を打ち出してきました。平成30年閣議決定の「未来投資戦略2018」では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」としています。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払の利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがあります。

よって、文京区議会は、政府に対して下記の事項について実現するよう強く要望します。

記

- 1 実店舗等がコスト負担している支払手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
- 2 地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。
- 3 QRコード等のキャッシュレス支払に関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。
- 4 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

宛て

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書(案)

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成 28 年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は 12 万件を超え、5 年前と比べると倍増しています。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成 28、29 年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要です。

よって、文京区議会は、政府に対して、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 平成 28 年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設や NPO 等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきました。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面しています。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にあります。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であります。今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題です。加えて、地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところです。

よって、文京区議会は、政府に対して、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さらには官民連携の推進等具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

宛て

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷しました。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けました。

中でも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはなりません。文京区においても学校施設の耐震化は進められていますが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきです。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請しましたが、文京区においては、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要です。

については、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要です。よって、文京区議会は政府に対し下記の事項について積極的な対応を求めます。

記

- 1 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
- 2 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援出来る制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
- 3 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
宛て

障害者雇用と就労に関し、国の障害者雇用政策の見直しを求める意見書（案）

政府は本年 8 月 28 日、国の行政機関の 8 割に当たる 27 機関が、昨年 6 月時点の障害者雇用率を水増ししていたとの再調査結果を公表しました。昨年 12 月に発表した雇用障害者 6,900 人のうち、国のガイドラインに反した不正な水増しが 3,460 人に上ったこと、さらにこの水増しが長年行われていたことは、障害者の雇用を促進し、活躍の場の拡大を率先して行うべき国の姿勢として、許しがたいものです。さらにこの水増しは中央省庁にとどまらず、37 府県でも行われていたことが報道されていますが、いずれも障害者の働く機会を奪い、障害者雇用促進法の精神に反するものです。

障害者雇用促進法は 1976 年の改正で、従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務化し、障害者の法定雇用率は 2018 年 4 月から、国と地方自治体は 2.3%から 2.5%に、民間企業は 2.0%から 2.2%に引き上げられたばかりです。今回の調査で、国の 33 行政機関の実雇用率は半減し、1.19%となり、法定雇用率を大きく下回りました。政府は、法定雇用率の達成に向けた計画を策定する方針を示すとともに、第三者による検証チームを設置して調査を続け、10 月中に再発防止策をまとめるとしています。国の行政機関だけでなく、民間企業も含め、単に法定雇用率達成だけに焦点を当てるのではなく、障害者の雇用実態について調査を行い、必要があれば現行の制度の見直しや障害者雇用促進法の改正を図るべきです。併せて、障害者が働きやすい職場や社会をつくる必要があります。

今回の障害者雇用率の水増しは、単に国が定めたガイドラインへの理解が不十分であったためだけで引き起こされたものではなく、長年にわたる障害者雇用政策のひずみの表れと言えます。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項を強く求めます。

記

- 1 政府は、障害者雇用における法定雇用率未達成の原因究明を行うとともに、障害者雇用実態の調査を行い、必要に応じて制度の見直しや障害者雇用促進法の改正を行うこと。
- 2 「働き方改革」が掲げられる中、障害者が働きやすく、就労継続できる環境を整備するなど、障害者の働き方改革に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

水道法改正案の廃案を求める意見書（案）

政府は、水道施設に関するコンセッション（公共施設等運営権）方式を民間事業者に設定できる仕組みを導入する「水道法の一部改正の法律案」の成立を目指しています。「災害時の復旧を自治体との共同責任にして企業の負担を軽減するほか、料金の改定も認可制から届け出制に改めて柔軟に変更しやすくなる」ことなどが趣旨に挙げられていますが、コンセッション方式の導入が柱となっています。

この方式は、PFIの一種で、自治体が所有権を有したまま、利用料金の徴収を行なう公共施設についてその運営権を民間事業者に設定するやり方で、水道事業の民営化を押し進めるもので、住民の福祉とはかけ離れた施策と危惧されます。災害発生時などの応急体制や他の自治体への応援態勢などが民間事業者に可能か否か、更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者をどう確保するのか、自治体の負うべき責任の曖昧さなど重大な懸念があります。

政府は水道事業の民営化にまい進しています。ところが、水道が民営化されたフィリピン・マニラ市は水道料金が4～5倍に跳ね上がり、ボリビア・コチャバンバ市では雨水まで有料化され暴動が起きました。フランス・パリ市では料金高騰に加え不透明な赤字経営が問題となり、世界の多くの自治体で再考が相次いでいます。

水は市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインです。国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、すべての人が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を破壊しかねません。

よって、文京区議会は、国会及び政府に対し下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めます。

記

- 1 水道事業にコンセッション方式の導入を促す水道法の一部改正案は、廃案にすること
- 2 将来にわたって持続可能な水道事業を構築し、水道事業の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、財源措置を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への 合理的配慮の在り方に関する意見書（案）

障害の様態は様々で、それ故合理的配慮が必須となります。

障害者にとって何かをするには「頑張る」ことが必須ですが、頑張ると緊張が高まり、動悸がしてパニックに陥ります。逆に「ゆったり」することで緊張を緩め、それによって思考の幅を広げるといった結果を得ることもあります。

人様々な結果や効果がある中で、障害者差別解消法が求める障害者への合理的配慮の対応は非常に難しい面があります。

病気やケガにより、脳の損傷をおって言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの症状がでる高次脳機能障害に誰もが好きで陥るものではありません。「同じことを繰り返し質問する」「ふたつのことを同時に行うと混乱する」といった障害を運悪く抱えても、療養リハビリを経て、運良く復帰していきます。

その中で、議員という職を持ち途中で障害となるのは少ないケースですが、公平という言葉が到底及ばない不公平を合理的配慮で少しでも補い、障害を得た人の一助となるよう、文京区議会は議員一体となり支援しています。

よって、文京区議会は政府に対し、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する高次脳機能障害への理解を深め、生活支援等の手法を家庭だけでなく職場等でも確立できるように、相談機関の設置、職場復帰の後もリハビリテーションに十分通院できるような制度の制定を望みます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣 宛て